

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの  
(平成21年度第1四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(富士通)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通㈱ 東京都江東区東雲1-7-12 昭和リース㈱	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	31,096,800円	31,096,800円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(NTTファイナンス)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都港区芝浦1-2-1 NTTファイナンス㈱	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	8,114,400円	8,114,400円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(ワイ・エフ・リーシング)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都武蔵野市中町1-19-18 ㈱ワイ・エフ・リーシング	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	2,186,100円	2,186,100円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
犯則調査等用パソコンの借入	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都中央区東日本橋2-13-5 ㈱秋山商会 東京都江東区東雲1-7-12 昭和リース㈱	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	1,061,550円	1,061,550円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの  
(平成21年度第1四半期分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
金融庁行政情報化LANシステム機器等の借入(秋山商会)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都中央区東日本橋2-13-5 榎秋山商会 東京都江東区東雲1-7-12 昭和リース㈱	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	14,373,702円	14,373,702円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成22年度	
財務省共同利用電子計算機システムの賃貸借(平成21年度～22年度)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年4月1日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル 日本電子計算機㈱	会計法第29条の3第4項 当初契約において一般競争入札により落札した業者と締結したものであり、当該機器を継続して賃貸することから、競争を許さないため。	133,272,000円	133,272,000円	100%	—	前年度に賃借していた機器等を引き続き賃借するものであり、競争を許さないため	平成23年度	財務省との連名契約

## 〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成22年度)を記載すること。